

毒物劇物 一 般  
農業用品目  
特定品目 販売業登録申請書

業務の種類は該当するものを○で囲んでください。

店舗の所在地 及び名称	
備考	

備考欄について

- ・添付書類を省略する場合は、省略する書類を備考欄に記載し、書類を添付した店舗の名称、所在地、許可番号及び申請書または届出書の書類を付記してください。

(記載例)省略書類:登記事項証明書は△△薬店(所在地:△△市○○町□丁目□番□号、許可番号:△△△△号(申請中の場合は○年○月○日申請))の店舗販売業申請書に添付済みのものと同一内容である。

- ・毒物劇物を直接取り扱わない販売業にあつては、その旨を備考欄に記載してください。
- ・附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業にあつては、その旨を備考欄に記載してください。

上記により、毒物劇物 一 般  
農業用品目  
特定品目 販売業の登録を申請します。

令和 年 月 日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

個人の場合は現住所、個人名を記載してください。  
法人の場合は登記された主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。

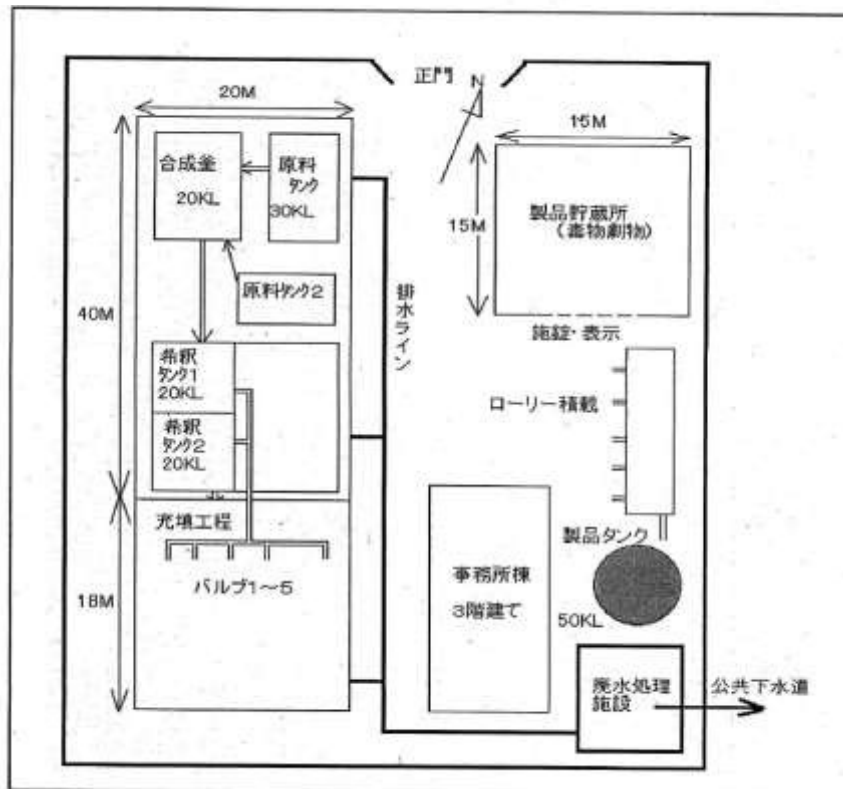
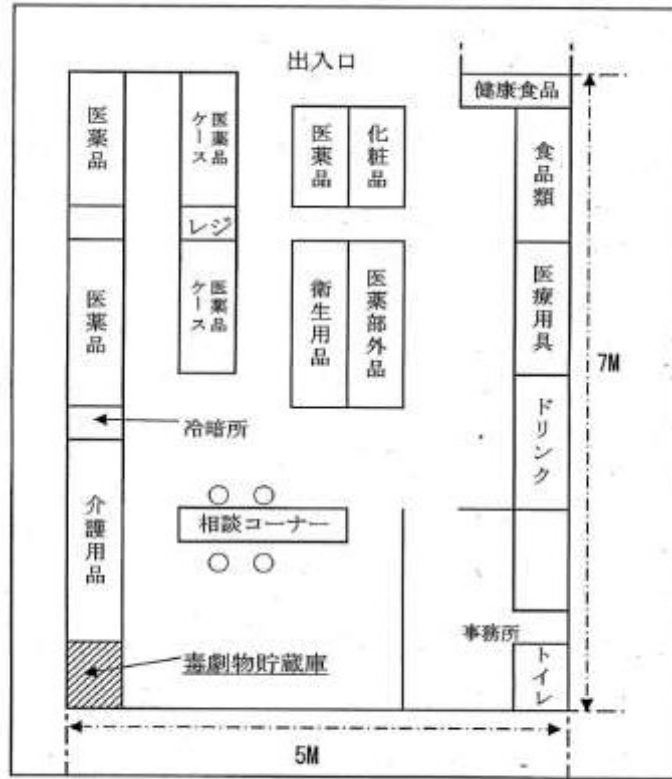
和歌山市保健所長 様

連絡先TEL \_\_\_\_\_

店舗・事業所の概要図

内寸で測定した長さを記入のこと

毒物劇物保管場所を明確に記載してください。



店舗の 名称		申請者 の氏名		店舗の 所在地	
-----------	--	------------	--	------------	--

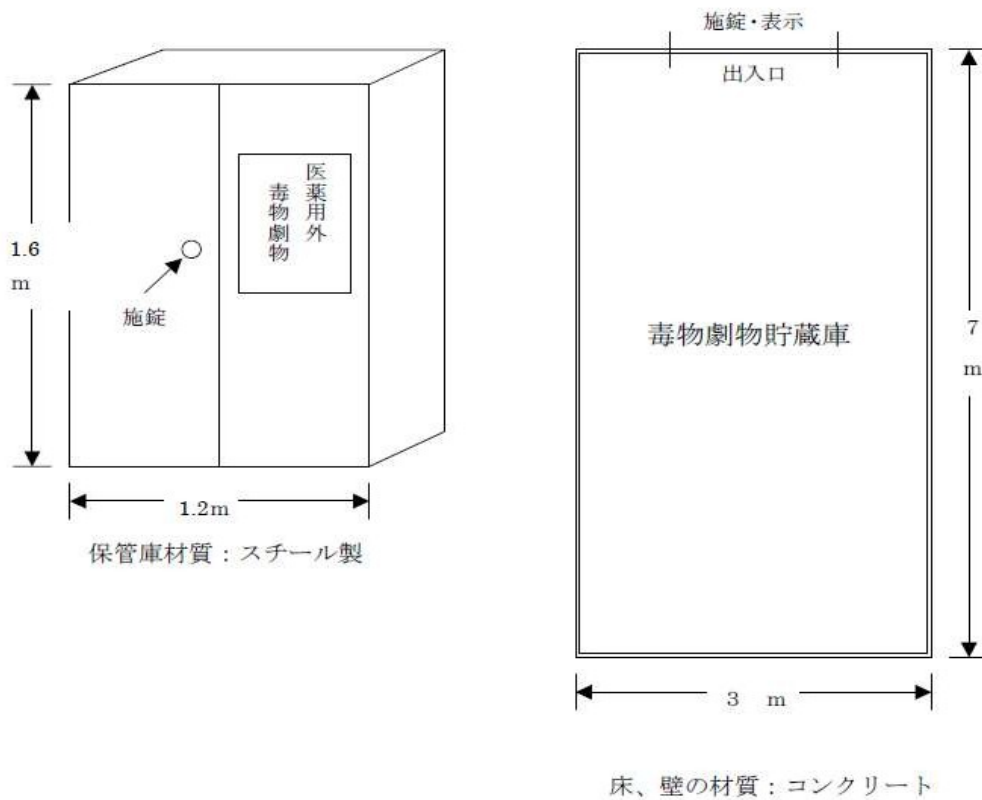
## 貯蔵設備の概要図

内寸で測定した長さを記入のこと

＜貯蔵設備の概要図 記載注意事項＞

- (1) 施錠設備及び「医薬用外毒物、劇物」の表示が確認できるものであること。
- (2) 保管庫又は、床、壁の材質について明確に記入すること。
- (3) 出入口が複数ある場合、各々の施錠、表示箇所を図示すること。

貯蔵設備の概要図



店舗の  
名称

申請者  
の氏名

店舗の  
所在地

## 毒物劇物取扱責任者設置届

業 務 の 種 類			
登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日	第 号	平成・令和	年 月 日
製造所(営業所、 店舗、事業場)	所在地		
	名称		
毒物劇物取扱 責任者	氏名		
	住所		
	資格	法第8条第1項	第1号 第2号 第3号 ( )
備 考			

業務の種類を記載してください。

- ・ 毒物劇物販売業の場合  
一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業の別を記載してください。ただし、附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業にあつてはその旨を記載してください。
- ・ 毒物劇物業務上取扱者の場合  
令41条1号(電気めっき)、令41条2号(金属処理)、令41条3号(運送事業)、令41条4号(しろあり防除)の別を記載してください。

毒物劇物取扱責任者の資格欄には、法第8条第1項の第何号に該当するかを記載してください。

- 1号：薬剤師
- 2号：厚生省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者
- 3号：各都道府県で実施する試験に合格した者

同項第3号に該当する場合には、一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験、特定品目毒物劇物取扱者試験のいずれに合格した者であるかを併記してください。ただし、附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱いに係る特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した者である場合にはその旨を記載してください。

上記により、毒物劇物取扱責任者の設置の届出をします。

令和 年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

個人の場合は現住所、個人名を記載してください。

法人の場合は登記された主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。

和歌山市保健所長 様

連絡先TEL \_\_\_\_\_

# 雇用（使用）関係証明書

株式会社〇〇〇〇

事業主 代表取締役 △△ ×× は、毒物劇物取扱責任者 ▲▲ □□ と  
雇用（使用）関係にあることを証明します。

なお、事業主は毒物劇物取扱責任者に、常勤のうえ毒物及び劇物による保健衛生  
上の危害の防止に当たらせることを誓約します。

年 月 日

事業主

住所 〇〇市△△町□丁□番□号

氏名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 △△ ××

毒物劇物取扱責任者

住所 〇〇市△△町□丁□番□号

氏名 ▲▲ □□

和歌山市保健所長 様